

公 告

次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステムにより実施する。

令和5年3月20日

春日井市長 石 黒 直 樹

入札 事 案	1 件名	熊野桜佐地区雨水管渠〔第1工区〕築造工事		
	2 場所	春日井市熊野町地内		
	3 工期	契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで		
	4 概要	工事延長	L=327.5m	
		管渠工		
		○1350ヒューム管	19.3m	
		○1000ヒューム管	43.4m	
	○900ヒューム管	32.1m		
	○800ヒューム管	78.1m		
	○500ヒューム管	32.2m		
	○600塩ビ管	111.9m		
	マンホール工			
	1500×1500形組立マンホール	3箇所		
	2号組立マンホール	2箇所		
	1号組立マンホール	2箇所		
	取付管およびます工			
	雨水取付管	8箇所		
	雨水ます	8箇所		
	仮設工	一式		
	付帯工	一式		
	5 予定価格(税抜)	66,495,000 円		
	6 最低制限価格(税抜)	事後公表	令和4年度予算執行分から算定方法変更 「最低制限価格の注意案内」参照	
	7 工事担当課	春日井市上下水道部下水建設課		
入 札 参 加 資 格	8 入札参加資格者名簿の年度	令和4・5年度		
	9 地域要件	春日井市内の本店	名簿登載後3年を経過している者 公告説明書1(6)ア参照	
	10 業種区分及び総合評定値(1)	土木工事業	650点以上	
	11 業種区分及び総合評定値(2)	—		
	12 施工実績	内容	平成31年4月1日以降に完成した官公庁が法の規定に基づく土木工事業の工事として発注した工事について、元請として(JV工事も含む。)施工実績を有する者であること。	
		金額	4千万円以上(JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。)	
	13 施工実績(その他)	内容	—	
		金額	—	
	14 春日井市工事成績評定	土木工事業	平成29年度から令和3年度までの平均点65点以上の者 公告説明書1(6)オ参照	
	15 その他の要件	本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。		
16 入札方式	事後審査型一般競争入札			
17 落札方法	価格競争			
18 参加申込期間	令和5年3月20日(月)	午後3時から	令和5年3月28日(火) 午後4時まで	
19 参加申込添付書類	制限付き一般競争入札参加申込書			

入札 手 続 き 等	20 入札参加資格結果通知	—
	21 入札参加資格結果通知についての質問期限	—
	22 資格確認申請書等及び設計図書配布期限	令和5年3月28日(火) 午後5時まで
	23 設計図書の質問期限	令和5年4月3日(月) 正午まで
	24 入札回数	1回
	25 入札期間	令和5年4月12日(水) 午前9時から 令和5年4月13日(木) 午後4時まで
	26 入札添付書類	工事費内訳書
	27 開札日時	令和5年4月14日(金) 午前9時50分
	28 開札場所	春日井市上下水道部上下水道経営課
	29 資格確認申請書等提出期限及び提出先	令和5年4月18日(火) 午後4時まで 春日井市総務部総務課
	30 資格確認申請書等	制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 建設業許可通知書の写し 経営事項審査の総合評定値通知書の写し 12項の工事を施工し、完成させた実績が確認ができるもの
31 その他	—	
入札 (契約) 条件	32 入札保証金	春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第11条の規定により免除。ただし、第12条の2の規定により落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付すること。
	33 契約保証金	契約金額の100分の10以上
	34 前払金	有
	35 中間前払金又は部分払	有
	36 合算変更の有無	無
	37 建り法適用の有無	有
	38 その他	—
39 契約担当課	春日井市上下水道部上下水道経営課	
連絡先	(入札参加資格に関すること)	春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市総務部総務課庶務担当 (電話 0568-85-6067)
	(入札の執行に関すること)	春日井市上下水道部上下水道経営課庶務担当 (電話 0568-85-6410)
	(工事の内容に関すること)	春日井市上下水道部下水建設課工事担当 (電話 0568-85-6356)

その他別添「春日井市制限付き一般競争入札の公告説明書」を遵守すること。